

第8回農林水産省生物多様性戦略検討会(議事録)

(未定稿)

1 日 時：平成20年7月31日(木) 13:15～14:45

2 場 所：農林水産省第2特別会議室(本館4階 部屋番号467)

3 出席者

(委員) 林座長、あん・まくどなど委員、宇根委員、合瀬委員、佐々木委員、竹内委員、浜本委員、松本委員、三野委員

(農林水産省) 吉田技術総括審議官、佐々木環境兼生産局審議官、山田消費・安全局審議官、小山経営局参事官、飯高農村振興局企画部長、小栗技術会議事務局研究総務官、渋谷林野庁研究・保全課長、福田水産庁生態系保全室長、西郷環境バイオマス政策課長、木内地球環境対策室長

4 議事内容

○木内地球環境対策室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第8回農林水産省生物多様性戦略検討会を開催いたします。

委員の出欠につきましてご報告いたします。本日は、有馬委員、速水委員、松田委員、山根委員が所用により欠席されているほか、あん委員と合瀬委員は少し遅れてご出席いただきます。そのほかの委員の皆様には、お忙しいところをご日程の調整をいただきまことにありがとうございます。

それでは、吉田技術総括審議官よりご挨拶を申し上げます。

○吉田技術総括審議官 第8回の農林水産省生物多様性戦略検討会の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方にはお暑い中、またお忙しい中をご出席いただきましてまことにありがとうございます。この検討会は昨年、戦略を決めるということでお集まりいただいて、それ以降非常に精力的に検討を重ねてきていただいております。

本日は、前日も議論していただきましたけれども、「生きもの認証マーク」につきまして大体の取りまとめ案をつくりましたので、これについてご議論をいただいて、検討会からの提言という形で仕上げさせていただければありがたいと考えております。

限られた時間ではございますけれども、忌憚のないご意見を賜りますことをお願い申し上げます。簡単ではありますが冒頭に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろし

くお願いいたします。

○木内地球環境対策室長 ありがとうございます。

それでは、以降の議事につきましては林座長にお願いいたします。

○林座長 はい、承知しました。

それでは、皆様のお手元でございます「議事次第」に従って進めてまいります。

本日は、いわゆる「生きもの認証マーク」、これは生物多様性保全活動を通じて生産された農林水産物をアピールする方策、生きものに着目した情報発信ということですが、これを最終的に検討会の提言として取りまとめたいと思います。

それでは、まずこれまでの検討会での意見等を取りまとめられた案文がございますので、事務局からご説明いただきます。

○木内地球環境対策室長 それでは、お手元の資料「生きもの認証マークへの提言（案）」に沿ってご説明いたします。

1 ページの「はじめに」ですけれども、農林水産業は、食料などを供給する生産活動であるとともに、多様な生物が生息、生育する上で重要な役割を果たしてきました。安全で良質な農林水産物を供給する基盤である生物多様性の保全は不可欠であります。そこで農林水産業と生物多様性は密接不可分の関係にあるということがございます。

それから、次回第10回生物多様性の会議が、平成22年10月に愛知県名古屋市で開催される予定でございます。生物多様性保全にかかる取り組みについての情報発信をするなど開催国としてのリーダーシップの発揮が期待されております。

さらに今年の6月には、生物多様性基本法が施行されました。その中では「国は、国民が生物の多様性に配慮した物品または役務を選択することにより、生物の多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業に係る生物への配慮に関する情報の公開、生物の多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進その他必要な措置を講ずること」とされております。

次のページで、現状認識としましては、生物多様性の保全に資する農林水産業の取り組みに関しては、いまだに十分に認知されているとはいえない状況にあるという現状認識であります。

それから次は、生物多様性を重視した農林水産業をさらに推進するためには、生産者の理解を高めるとともに、そのインセンティブとなるように、多様性を重視して生産されたものを選択する消費者の理解を深めることなどが重要である。

そのようにして身近な地域の生きものや自然環境の保全に、我が国の農林水産業が貢献していることが理解されることによって、国産農林水産物への関心が高まり選択され、消費拡大につながって食料自給率の向上にも資することとなる。

このような中、幾つかの地域においては、生物多様性の保全に配慮した取り組みによって生産された農産物をアピールする取り組みがみられております。

水産・林産物の流通を進めるマリン・エコラベル・ジャパン、それからF S C・S G E C（森林経営・林産物の流通）といった認証制度が民間主導によっても取り組まれております。

3ページでは、これまでこの検討会でご紹介あるいは報告をいただいた事例が簡単に記載してございます。

(1)として、兵庫県豊岡市のコウノトリの舞、ここでは、コウノトリが野生で生息できるように節減対象農薬・化学肥料の使用の低減、冬期湛水・中干の延期などを行うことによって、エサとなる水田等の生きもの多様性を確保しようということであります。

(2)では、滋賀県の環境こだわり農産物についてご報告をいただきました。これは、化学農薬や化学肥料の使用量を減らし、環境配慮技術（琵琶湖・周辺環境への負荷削減）を実施しています。

(3)は、宮城県の大崎市田尻地域の取り組み、ここでは、生きもの種類、数の違いをほ場ごとに看板を設置して表示をしたりしている。ラムサール条約登録湿地であります蕪栗沼あたりでは、冬期湛水をして「ふゆみずたんぼ米」をつくっている。

(4)の、神奈川県小田原市の桑原めだか米、これにつきましては、認証基準などは特に設けておりませんが、一般市民に実際に田んぼに生育するメダカやデンジソウなどの生きものをみせるという取り組みをしています。

(5)の森林認証制度、これは適正な森林管理がなされている森林を認証し、その認証を受けた森林から生産された木材などをラベリングする制度。

(6)ではマリン・エコラベル・ジャパン、これは、自然と生態系の保護に積極的に取り組んでいる漁業を認証し、持続的な漁業でとられた水産物にラベルを張るというような取り組みがあります。

5ページで、これが具体的な提言になりますが、「生きもの認証マークについて」、いわゆる生きもの認証マークは、生物多様性の保全に取り組む生産者と、その成果品の受け手である消費者双方をつなぐ方策として有効であるし、国民の理解を深める手段としても有

効である。したがって国は生きもの認証マークについて、以下に掲げることに留意しながら取り組んでいくことを提言するとしております。

生きもの認証マークの活用を促進するためには、地元の人々や企業などのサポートを得ながら進めることが重要である。生きもの認証については、その役割や表現方法、認証方法などについてさらに検討を重ねていく必要がある。

生きもの認証マークのもつ役割としては、多様性への理解を深めるきっかけや地域の自然環境へのアピール、付加価値の付与など。表現方法としては、生態系の上位の種を用いること、あるいは地域固有の種を用いる、あるいはありふれた生きものを用いるなどいろいろな方法が考えられる。

生きものを農林水産物のPRに活用するに当たって、生物多様性に配慮した取り組み（行為）と、生きものの保全状況（結果）との間に何らかの関係を示すことが望ましい。そのための手法についても検討する必要がある。

6 ページで、認証方法につきましては、自主認証、当事者認証、第三者認証などが考えられます。この認証についても、全国各地で取り組みを広げるための方法について、さらなる検討が必要である。

このため、先進的に取り組んでいる全国各地の事例について調査し、その内容を詳細に分析する。それとともに指針となるべきガイドランスや事例集として取りまとめて、生産者・消費者に提供することが必要である。

現在、提言案としてこのように整理いたしました。

参考資料が次に束になっておりますが、これは、これまでご説明いたしました資料をとじてございます。

以上でございます。

○林座長　　ありがとうございました。

それでは、これから直ちに意見交換に移りたいと思いますが、今日のこの検討会のタイミングは、来年度の予算に反映させていただくことができないかということもございますので、それらも含めて論議いただければと思います。

いかがでしょうか。どこからでも結構です。宇根委員どうぞ。

○宇根委員　　気になるのは、「生きもの認証マーク」と出すと、何か「マーク」だけを検討している、「マーク」だけを提言しているような、すごく狭い意味にとられやすいのではないのでしょうか。中身自身は今までの議論をきちんとまとめてもらっていて、私はよ

くできていると思いますが、表題がちょっとまずいかなという気がしますね。もっと幅広く関心を呼ぶためには、「マーク」という言葉はむしろない方がいいのではないかと、「生きもの認証」の方がすっきりしていいのではないかとこの気がします。

それと、前段のところ1ページですが、もう少しすっきり言い切った方がいいのではないかと。例えば「戦略」では、もっとすっきり表現されていたと思います。私自身は、簡単に言い切ったらどうかと思いますが、1ページの1段落目、2段落目、3段落目は、要するに第1段落目の生物多様性を農林水産業が生み出しているんだということですよね。2段落目は、生物多様性に農林水産業はむしろ支えられてもいるんだと。3段落目は、だからこそ農林水産業は生物多様性を保全して守っていくんだという責任を明確にしている。これが多様性戦略の一番の骨格だと思いますので、そこの最後のところ、3段落目の次ぐらいにずばり、はっきり「農林水産業は生物多様性を生み出し、そして生物多様性に支えられ、だからこそ農林水産業は生物多様性を守っていかなければならない」という決意を新たにしたというのが戦略の骨格ですから、その辺は明確にきちんと言い切った方がいいのではないのでしょうか。

というのは、やはり提言の場合、新しい言葉づかいが大事だという気がします。読んでいて意味はよくわかって、書かれていることは的確ですけれども、言い回しとして新鮮に響く、気概が感じられる、オツと思わせるような表現として、「生物多様性を生み出し、生物多様性に支えられ、生物多様性を守っていく、これが我々農林水産業の決意である」というところを明確にした方がいいかなと。これは単なる言い回しの問題ですけれども、結構大事な気がしますね。その上に立って「生きもの認証」ということになると思います。

最後にもう一言つけ加えておきたいのは、確かにこれは生きもの認証に対する提言ですけれども、では生きもの認証というのは、やはり生物多様性を生み出し、支え、守る、そういう農林水産業全体の中でどういう役割を担っているのかということがちょっと不明確かなという気がしますね。

ですから、初めのところか最後のところに、生物多様性をめぐるいろいろな試みが出てきて、私自身は生きもの認証というのは、食べ物を通して人間と自然を結びつけていく、農林水産業の新しい価値表現としてすごくいいと思っていますけれども、それ以外にも、食べ物を介在させなくて農林水産業体験とか生きもの観察とか、農山漁村と都市との交流とか、いろいろな意味で生物多様性というのが今着目されて活用されてきていますよね。

と同時に、もう一つの柱としては、農業技術の中に生きもの、生物多様性をきちんと認

識して入れ込んでいこうというのが出てきていますよね。それは単に有機農業の中だけではなくて、一部農薬を使っている農法の中でも生きもの調査をやったり生物多様性を認識され始めていますよね。そういった試みがあって、その土台になるものとして生きもの調査の開発も行われていれば、技術会議を主導してもらって、生物指標の研究も始まっていますし、さらに将来そういうのが展開する格好として環境支払いというのも見据えられていくと思います。そういう中で、生きもの認証というのは極めて新しい切り口だということを明示した方がいいと思いますね。生きもの認証だけを進めているわけではなくて、いろいろな試みの中で、とりあえず生きもの認証というのをまず急がないといけないからやるんだ。ほかにもいっぱい課題が残されているけれども、それも今後はきちんと把握していくんだみたいなところもちょっと入れておくべきかなという気がしました。

○林座長　　ありがとうございました。

今日は最後ですからまとめなければいけませんので、私もバンバン物を言いますけれども、この検討会のもとになっているのは5月7日の「21世紀新農政2008」、これは閣議決定されたものですけれども、ここには、「生きもの認証マークの創設について検討する」ということで来ているものですから、この「マーク」を外せるかどうかというのは、後から事務局に答えていただくとしましても、少なくともこの検討会のスタートは「21世紀新農政2008」にあるということです。

それから、3番目はおっしゃるとおりだと思いますが、2番目の話についていえば、農業は確かに生きもの多様性を生み出し、そしてまた逆にそれに支えられたきたのでこれから守っていくというのは、これはそのとおりですけれども、やはり3段落の中では、一番最初の、本当に初めの農業はそうだったかもしれませんが、21世紀農業は、必ずしもそうではなかったという反省も、ここにきちんと述べられているわけで、「農林水産業のあり方いかんによっては生物多様性の保全に大きな影響を与えるなど」という表現は、まさにそのことをいっているわけで、そこは、我々謙虚な農林水産業関係者としては、やはり外すわけにはいかないのではないかと思いますので、できましたら、どういう文書にするかということまでを含めてのご提案をいただくと大変ありがたいなと思います。それで、今日、そこまで行かないものについては、今後どういう形で検討していくかということも含めてお話しいただければと思います。

それでは佐々木委員どうぞ。

○佐々木委員　　基本的にはいいと思いますけれども、一つは、では政策現場がそうなっ

ているのかというと、決して全体としてそうなっているわけではないので、生物多様性豊かな生きもの認証マークという、この運動を通じて、そういう農業生産の現場、農業と農村をつくっていくんだという視点をもう少し強調していただいた方が、生産者としてはいいのではないかと思います。

現状は決してそうではないので、私たち全国いろいろみて歩いても、進んでいるところもあるけれども、決してそこに目が向いていない産地もいっぱいあるわけですね。しかしながら、日本の農業そのものを、そういう視点を大事にした農業・農村にしていく必要があるというところを、もう少し強く打ち出した方がいいのかなと思います。これは、我々生産者として全体をみたときに、我々生産者が進めていかなければならない課題ですが、そこがちょっと欲しいかなというのが一つです。

それから「認証」という言葉をつかうときに、いろいろな認証の仕方があるということはあるかもしれませんが、その一つのマニュアル的なものをどのようにつくっていくのか、これは今後検討するということですので、そこなどはこれからの検討の課題であり、私もどういう方向で進めていけばいいのか、まだ思いつかないところもありますけれども、大事なところではないかと思います。ですから、その検討をどういう形で今後進めていくのか、もし検討されているところがあればお聞かせいただきたいと思っています。

以上です。

○林座長　　ありがとうございました。

自主認証、生産者と消費者の間の当事者認証、そして第三者認証というのがあるわけですが、これについて、この提言は、何しろこういうことを例示しておいて、提言として実際に具体的にはこれから検討していってもらいたいというところまでしかここでは論議できなかったわけですが、ただ、こういう例示ができたということは一つの前進かなと思いますが。

○佐々木委員　　この3つでいいと思います。しかしながら、その基準なり何かがやはり必要なのかなという気がしています。

○林座長　　それを具体的にですね。

○佐々木委員　　はい。

○林座長　　承知しました。

浜本委員どうぞ。

○浜本委員　　一番最初のところですが、1段落目のところの「人間の生存に必要な食

料」と書いてありますね。これは、文章としては問題はないと思いますが、もっとよりわかりやすいのは、最初に提示された資料で「農林水産業は自然循環機能を利用し、動植物を育みながら営まれる生産活動であり」という、こちらの方がすごく具体的でわかりやすいのではないかと思います。どうしてこれを使わないのかなと最初から思っていたのですが。

それと、なぜ、これを最初にもってきた方がいいと思ったのかといいますと、「動植物を育みながら営まれる」はずの生産活動であったのに、そうしていなかったところに問題があって、2段落、特に3段落では、今までの過去の過ちであったというようなところ、「負の影響を与えてきた」と書いてありますが、これは、あくまで水田とかそちら側の話で、農林水産業であるはずなのに林と水の過去の反省みたいなものが全くここには触れられていないですね。ここに触れられていないがために、後ろの方にもずっと触れられないまま行ってしまいます。

それは、会議のたびにずっと申し上げてきましたけれども、事例がないとか、そういう視点がないとかということでしたけれども、最初に書いておくと、後の方でも事例だとか、今後につなげていけるのではないかと思います。例えば林業であれば、放置されたままになっている単層林がたくさんあるとか、水産業であれば、エサなどに気を遣わないでどんどん水質を汚染していた養殖であるとか、とり過ぎによる枯渇であるとか、磯枯れであるとか、そういったことを具体的にここに一行でも書くことによって、後の方にもきちんと民間認証だけではなく入り込める余地が出てくるのではないかと、できましたら、そういうふうに書いていただけるといいのではないかなと思います。

○林座長　　ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。では、あん委員、そして次は松本委員お願いいたします。

○あん・まくどなると委員　　私は、初めのところ、1ページの4番目のパラグラフ、ドイツで開催されたCOP9、今度COP10のところで、生物多様性条約の話になると、どうしても環境省の顔が強く出てきたりしますけれども、ここであえて書くのであれば、今度名古屋で開催されるCOP10の、農林水産省の出番とか、そういうことを……、サラッと書かれているのはわからないでもないのですが、ここでズバッと農林水産省がCOP10の中で果たせるものとか、世界に発信するみたいなものがあってもいいのではないかなと思ったりしています。

とりあえず以上です。

○林座長 では松本委員。

○松本委員 今、あん委員のおっしゃったことに私も触れるわけですが、非常に形式的なことをございますが、「1 はじめに」というふうにしてしまうと、今までどおりのありきたりの表現で、やはり「はじめに」ではなくて、農水省は一体これをどのように考えているんだというタイトルが欲しい。農水省の立場を明確にする、意図をはっきりする、そういう表題にさせていただきたいと思います。内容そのものは、コンパクトにまとめられていて非常に結構だと思います。

それから「2 現状」をございますが、これも形式的なことでも恐縮ですが、2ページから3ページに移って、(1)から具体的な地域での取り組みがこういう農産物に生かされているということのつなぎの部分に、「水産・林産物の流通が始まりつつある」の次に、もう一度、2ページの4段目の「このような中……」という文章そのものを入れるのではなくて、そこで「こういう地域が以下のように出てきている」と、ちょっとこのつなぎがぽつんと来ているようですので、それを入れてもらう。そういうふうにしていただきたい。

それで、同じように5ページの「3 生きもの認証マーク」、宇根委員がおっしゃったように「マーク」など入れる必要はないわけで、「生きもの認証について」という強い姿勢を打ち出した方がいいと思いますね。

そこで、3の枕詞として、農水省ではこういうものを、意思表示を出したんだということで、ここにもやはり2、3行の文章があった方がいいのではないかなと思います。

極めて形式的なことをございますが、以上です。

○林座長 ありがとうございます。

三野委員どうぞ。

○三野委員 私自身は魚のゆりかごとコウノトリ、まさに近畿の代表的な2つの例に直接接していますが、特にこのごろ感じますのは、生きもの認証マークというのは、ある意味で差別化、環境経済の中の差別化を進める中で改めて価値を創造していくというのですが、コウノトリはまだですが、魚のゆりかごは、今急激に認証の価値が低くなってしまっています。それは広がっていく、差別化の逆の方向へ、生きものを大切にすることとは逆の方向を模索するわけですね。これが認証マークということになると、これは明らかに差別化のものですから、むしろ「多様化」を広げていくという趣旨に反するのではないかなという気がしてならないのですが、それをどう考えてどう整理したらいいのか、そ

ういう意味では「マーク」ということと「多様性の維持発展に向けて」ということは、若干矛盾するので、先ほどの宇根委員のお話のように、あるいは松本委員のお話のように、「生きもの認証」で切っておいた方が……、「マーク」になりますと、差別化によって新たな価値を出して、その市場原理によって生物多様性のような評価にならないものを消費者に評価していただくという趣旨が出てくると、その辺、大きな矛盾が出てくるのではないかなど、そんなふうな感想ですが、そういう意味では「マーク」は取った方がいいのかなというのが正直なところですよ。

中身につきましては、全体的に賛成ですし、「認証制」ということが実は多様性を広げていくことの重要な手段の一つだと思いますので、そういうようなことを特に強く感じました。

○林座長 ありがとうございます。

では、宇根委員。

○宇根委員 今の三野先生の提案は、すごく大事な部分だと思います。従来の認証は、やはり差別化を図って、そして選択させていく。より付加価値があるんだからこれを選び、これを選べと、例えば値段にしても安全性にしてもそうですよね。でも、この「生きもの認証」というのは、そういう延長であってはいけないのではないかな。そこで大きく転換しないといけないのではないかなという気がします。これを選択するというのではなくて、むしろ引き受けて食べていく、引き受けて支えていく、そのためには、こういうのがどんどんどんどん広がっていった方がいいんだと。最終的にはすべての農産物がすべての生きもの認証になって、すべての国民はすべての食べ物を生きものと一緒に引き受けて生きていくんだみたいな、そういう展開の仕方をする上では、やはり付加価値をつけるみたいなニュアンスは極力排除して行って、例えば2ページで「選択されて」という言葉がありますが、普通はこういう使い方をするのでしょけれども、本当はこれは「選択」ではないのではないかな。私の言い方でいえば責任をもって引き受けていく、消費者も食べ物を食べることによって自然環境を支えていく役割を担う、そういう意味での生きもの認証は、今までの認証とは画期的に違う世界を切り開いていけるだろうと思うし、またいけないと思わないかなと思っますよね。

だから、今三野先生がいわれたように、誤解を与えるような表現は極力排除して行って、できればどこか一行、付加価値を求めて、特別にこれだけは売り込むんだみたいな誤解をしないように、何か注意書きが要るのかもしれないと改めて思いました。

○林座長　　ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。佐々木委員どうぞ。

○佐々木委員　　関連するところですが、1回目か2回目の会議であん先生に、日本の農業がどうなっているのかというと、宇根さんとか私みたいな者はほんのわずかで特殊な人たちだよみたいなお話をされたような記憶が今でも頭に残っていて、生産の現場に行ったときに、今までの議論と同じですが、差別化するとか特殊なものをつくるというのではなくて、日本の農業そのものを全体的に変えていくという視点を大事にしなければならぬのではないかという思いでずっと来たわけですが、そういう意味からいいますと、その過程としてのマークとか表示、伝える手法として私はいいのではないかと思います。

ただ、そのときに、いわゆる差別化商品なり高付加価値商品として売るというのが前面に出てしまうと、確かに生物多様性を重んじる価値が逆に軽くなってしまふのではないかなという思いもありますけれども、最初に、生産者にそのような努力をさせたいということも含めて、現状認識の中では書いてはありますけれども、若干強調してほしいなとか、付加価値の高いものをつくるという視点を極力薄めていくといいますか、日本の農村をそういう生物多様性豊かな農業の現場につくり上げていく視点が基本にあってほしいなど。ただ、その過程でもって、私は、選択とかなどをしてもらおうということはやむを得ない表現の仕方かなとは思いますが、それを利用していただくとか、消費者が購買活動を通じて生物多様性や地球温暖化などにかかわっていく、参加していく、そういう視点からいえばマークとか認証というのはやむを得ないのかなと思いますけれども、長い目でみれば、日本の農業と農村をそういう方向に変えていくという視点だよということだけは基本として持っていなければならないのではないかと思います。

以上です。

○林座長　　それでは竹内委員と、そしてあん委員。

○竹内委員　　消費者側の意見だとは思いますが、ちょっと申し述べさせていただきたいのは、マークというのが、事によって、本当にこれが農林水産業全般に広がっていかなければいけないものの選択の手段になるようなことというのは、理想論からするとどうだろうというご発言だったのかなと思いますけれども、私、消費者の意識としては、多分そこまで追いついていないだろうと思います。本当に理想としてはおっしゃるとおりだとは思いますが、正直に申し上げれば、今の消費者というのは10円安ければ、自分にとっ

て危なかろうが海外産のお野菜なり何なり買ってしまう状況がありますので、この提言の中で、本来国民がその価値を感じて支えていこうという意識をもつべき農林水産業であるが、やはりそういった現状にはないので、その認証マークなどでそういったことの、いわばマークが、その選択の手段というよりは、ある意味啓蒙といったら変ですけども、こういったことで農林水産業の価値というものをアピールする、そういった意味でのマークという意味があるのかなと思いますので、それをみんなが選んで買っていくうちに、うちもそっちにしようかなというような動きが徐々に形成されて世の中が変わっていくのかなとも思いますので、マークというのは決して悪い手段ではないと思っております。

ただ、提言の中で認証というのをどういうふうにするのか、当事者認証、自主認証、そして第三者認証というのは、これは非常に大きな根本的な考え方の分岐点になるかと思えます。これからのご検討なので、併記して検討するという形になっているのはいたし方がないかなとは思いますが、今どちらをベースに考えているのかぐらい、認証というのは基本的に「認める」というものなので、お上がお墨付きを与えますという、ある程度の保証をしますという考え方でいくのか、自由にやっていただくものかというところがベースなのか、せめてそれぐらいがないとアレかなという気はいたします。

マークの押しつけになるのもアレですから、例えば、一言だけ「生きもの認証準拠達成品」みたいな形で一言入れることを認めるとか、そういった形でも何でもいいので、何かきちんとしたものだよと。これだけマークが氾濫した時期になりますと、お上のお墨付きがついているんだなということが消費者にもわかるような制度になる方が広がりやすいのかなという気がいたします。

○林座長　　ありがとうございました。

そろそろ座長が申し上げようかなと思うことを、全く 100%竹内委員に聞いていただきましたが、最後の認証についていえば、おっしゃったとおりですが、私の理解は、並んでいる順番を注目していただきたいといいますか、例えば評価も、基本的に評価というのは、最初に自己点検評価をまずやります。それに対して、その自己点検したものに対して、今度は第三者が評価する。その第三者評価のときに、中間的な当事者認証というのは、これは要するに中間的なものですが、その並べてある順番からいうと、ある程度この3つには構造があるものを示唆しているといいますか、順番があるものを示唆している面がここにはある。またそれ以上ここで書けるかどうかという問題から考えると、私はちょっと難しいかなという感じはしていますが、例示をしたところで少し不足だというのはよ

くわかりますが、それもほかの委員のご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、あん委員どうぞ。

○あん・まくどなるど委員　　竹内さんが非常にきれいな日本語で意見を述べてもらいましたので、私がつたない日本語で似たような意見を述べることはないのですが、それを踏まえた上で、5ページの最後のパラグラフで、「生きものを農林水産物のPRに活用するに当たって」というところ、私は、このパラグラフにはちょっと違和感を感じたりしていました。生物多様性を、いい制度づくり、いい政策づくり、また現場での普及、それを支援していく消費者の認識を向上させていくような、いろいろ幅広くというところで、それをまたCOP10にもっていったりするというような話の中で、最後のところで、そろそろ締めに入っていこうとしているところで「PRに活用する……」、何かちょっと違和感を感じたりしていて、この辺の言葉をもうちょっと工夫して、締めのところで生物多様性の重要性をもう一度ピシッとをもっていくべきところが、「PRの活用」で終わってしまうのは、非常にもったいないような締めの仕方ではないかなと思ったりしています。

○林座長　　ありがとうございます。確かにここは……

○松本委員　　ちょっと卑俗的ですよ。

○林座長　　そうですね。ここはちょっとかえなきやだめですね。

○吉田技術総括審議官　　先ほどから重要な意見が次々と出されてきていると思いますが、生物多様性あるいは認証というのは、理想論としては宇根委員がおっしゃっているような、佐々木委員がおっしゃっているようなことだと思います。ただ、こういう生きもの認証というのは、自主認証にしるお上が決めるにしる、やってしまうと、恐らく生産現場は付加価値を期待して動くのは99%間違いないですね。そういう現実もやはり踏まえなければいけない。理想論だけでやっても、結局だめだろうと思います。いやですけども、生産現場を動かすときに、これで付加価値が出るんだからということをやるとは、生産手段と何の関係もない生きものを情緒的にマークにを使って、これはいいんだよと売るのは、それはよくないでしょう。やはり自分たちの活動が生きもの多様性につながっているんだということが説明できるような、せめてそういうものはしっかりしてくれよというメッセージのつもりで最後のところは書きました。そこが、現実問題としてはぎりぎり妥協の産物かなという感じがしていますけれども、そこら辺、またご意見をいただければありがたいと思います。

○林座長　　「生きものを農林水産物のPRに活用するに当たって」というのは、これは

生産者がこうするのをわかりやすく表現されたということですね。その意味はわかりますが、名前からすると、ここに突然これが出てくると、そろそろ最後の締めとしては余り美しくないというのがありますので、ここはどうしたらいいかなといのはありますけれども。

○松本委員　　せっかく格調高いアレで来たのに。

○林座長　　三野委員どうぞ。

○三野委員　　私は、実はこの間、政策審議会のアレで豊岡に行ってコウノトリの舞をみせていただきまして、現実をみましたら考え方がコロッと変わりました。その中身がどうかというのはアレですが、それとは違って兵庫県で、豊岡に隣接している市町村が、また別のたくましい展開をやりまして、実はコウノトリを豊岡から呼び込んでしまう、もっとすばらしい生物の多様な環境をつくり上げることによって、コウノトリを呼び込もうという運動が、今年の近畿水土里ネット大賞になったというように、やはり認証を与えるというよりも、いろいろなたくましい広がりみたいなものが期待されるので、余り「認証」という格好に固定してしまうと、発展展開を抑えてしまうのではないかと。

それは、私はあつてしかるべきだと思いますので、次の段階というのは、認証が広がるというよりも、これを足がかりにしてさらに、先ほど宇根委員がおっしゃったような方向に行くことが大事なので、その辺のワンステップであるということをしっかり書き込んでいただければ、今のいろいろな話はプロセスとして大事だというような気がいたしますので、その辺一工夫、私もいろいろ考えてみましたが、思いつかないので、考えていただければと思います。

○林座長　　ほかにいかがでしょうか。宇根委員どうぞ。

○宇根委員　　先ほど吉田さんがいわれたことが一番大事なのだと思います。つまりマークの美しさとか認証の厳密さよりも、むしろこの認証を利用して活動している百姓なり漁師なり林業家の内実の方がみんなに伝わっていくのだろうと思います。そういう意味でも、あんさんもいわれたとおり、最後の取り組みは、この認証が生物多様性を支える農業を本格的に広げ、進めるために大事ですから、そのためにこそ生物多様性に配慮した取り組みと生きものの保全状況との間に何らかの関係を示すことが望ましく、その手法について検討していく。方法だけではなくて活動ですよ。生物多様性と農業との間にどういう関係があるのか、きちんと取り組み、活動として示していくような、そういう活動の内実が本場に伝わるような手法について検討していくんだと、こういうふうにとまとめれば、吉田さんがいっているようなこともすっきり表現できて、変な誤解も与えなくて済むのではない

でしょうかね。

○林座長 はい。佐々木委員どうぞ。

○佐々木委員 認証を難しく考えるよりも、意外と簡単なのかなと思うんですけども、なぜならば、そこに行って生きものがいなければどうしようもないわけですから、現実にはそこにいなければマークにも表示にもならないと思いますので、考えてみれば以外と難しくはないのかなという気も中ではしていますけれども、今の段階は自主認証なり当事者認証までは結構あるのではないかと。これは事例を出しながら検討していけば落ち着くところに落ち着くのではないかとこの気はします。

生きもの場合は、いろいろなガイドラインと違って、そこにいなければどうしようもないわけですから、どこから引っ張ってくるというわけにはいかないの、意外とそういう意味での誤解を招くようなことは少ないのかなという気はしますけれども、しかしながら一定の基準はつくらなければならないだろうと思います。例えばメダカがいるところに、こんな生きものがありますよといったけれども、行ってみたらいないじゃないのといわれればどうしようもないでしょうし、そういうところはそういう表示もできないでしょうから、いろいろなマークよりは、その証としては、「生きものはうそをつかない」とよくいわれますけれども、意外とできるのかなという気はしていますけれどもね。

いろいろな事例を調べてみて、技術とか生産とかかわりない、例えばメダカ米とか、ホテルがありますよみたいなことをいっているところがあります。しかしながら、それは生産の現場とは全く関係ないんですね。水がきれいであればホテルがいたりするわけですし、その辺の基準づけをしていけば、いろいろなガイドラインよりは意外ときちんとできるのではないかなという気はしていますけれどもね。

ちょっと複雑ですけども、生産者としてはいろいろな取り組みや実践をいっぱいやっていただくことによって運動がどんどん広がっていくでしょうから、今回こういう案が出されるということは、全国的なそういう取り組みをしている生産者を非常に大きく奮い立たせるのではないかとこの気はしています。

以上です。

○林座長 ありがとうございます。

合瀬委員いかがでしょうか。

○合瀬委員 皆さんおっしゃること、一々ごもつともなので、私は、内容はこれでいいと思いますが、タイトル、先ほどおっしゃった「生きもの認証マークへの提言」ですけれ

ども、「マーク」があるかどうかは別にして、「……マーク創設への提言」ではないかと思
います。方向性が、「生きもの認証マークへの提言」というと、何を、何に対する提
言なのかよくわかりませんので、もうちょっと方向性をきちんと示した方がいいのでは
ないでしょうかというのが一つです。

それから5ページの、「生きもの認証マークについて」の1段落目の7行が一つの文に
入っていますが、もうちょっと切って書いた方がいいと思います。これは検討会が国に対
して提言するということですよ。ところが、これは非常にわかりにくくて、特に一番下
から3行目、「国は生きもの認証マークについて、関係者と連携をとりつつ、以下につい
て留意しながら取り組んでいくことを提言する」と書いてあると、国が提言するみたい
な言い方になっていますので、もうちょっとこの辺、日本語として少し練られた方が「国
に対して」とか、全体に言葉がちょっと粗いところがありますので、その辺を少し見直して
いただければと思います。内容については、私は賛同いたします。

○林座長 承知しました。

この正式なタイトルは、「生物多様性を重視した持続可能な農林水産業の維持・発展に
向けて」というのがメインタイトルで、サブタイトルが「生きもの認証マークへの提言」
ですが、「生きもの認証マーク創設への提言」という具体的な提案をしていただきました。

それから、先ほど松本委員でしたか、「はじめに」というのは、余りにも月並みではな
いかというご指摘は、これはタイトルが余り長いのもどうかと思いますが、もし書ける
としたら、ここは「生物多様性と農林水産業」とか、字数でいえばそこぐらいまでしか許
されないのではないかという感じですね。

それからすると、2のタイトルが「現状」というので素っ気なさ過ぎて、まあ3はいい
として、2も何かさわりたくなってくるような気がしますけれどもね。

○あん・まくどなると委員 何の現状なのかわからないですよ。

○林座長 そうですね。大きなタイトルの「現状」ですが……。

○吉田技術総括審議官 基本的に、これはほとんど前回、今回ですから、かなりマーク
に絞り込んだ部分を取り上げていますよね。確かにこの大きなタイトルだけをみるともっ
と範囲が広いですが、その中でマークについて議論していただいたものを絞って
いますので、現状もどちらかというとマーク周辺の現状ですね。

○林座長 なるほど。

○吉田技術総括審議官 「はじめに」のところも、もし何か別のタイトルにするのであ

れば、マークに類するような言葉にせざるを得ないですけれども。

○林座長 この「はじめに」のところは、ここはマークには触れられていないですよ。だから、これをかなり広く、生物多様性というのを何かに入れた方がいいかなという……

○吉田技術総括審議官 意義ですね。

○松本委員 そうですね、意義ですね。

○林座長 そんな感じですね。

○あん・まくどなるど委員 読者はだれですか。このタイトルはだれのために書いているのですか。

○吉田技術総括審議官 これは、この検討会から我々が受け取ります。

○あん・まくどなるど委員 農林水産省ですか。

○吉田技術総括審議官 はい。

○林座長 そういう提言を国に対して出したということを国民によくわかってもらうということ。

○吉田技術総括審議官 そういことです。

○林座長 確かに主語述語、アレが……、それから、ここの検討会ですから、もうちょっと砕けた文章——砕けたというのはレベルを下げるという意味ではなくて、わかりやすく、例えば先ほど浜本委員がおっしゃったように、一番最初の「はじめに」の次のポジションあたりは、こちらの「参考」の方のあれは、確かにわかりやすいという気がしますが、あれは砕け過ぎていますか。

○吉田技術総括審議官 いや別に砕けてはいないと思いますけれども。

○林座長 「農林水産業は自然循環機能を利用し、動植物を育みながら営まれる生産活動……」、これは割といい言葉ではないかなという気がしますね。

○吉田技術総括審議官 決して砕けてはいないと思います。

○林座長 そうですか。

どうぞ。

○浜本委員 先ほどの5ページの「PR……」のところも、今取り上げていただいたマークについての枠の、一番最後のところのものを使えばいいのではないのでしょうか。まさにこのことだと思いますけれども、「消費者にとって……」、こういうことをいいたかったのではないかなと理解していましたがけれども。

○林座長 「地域での生物多様性保全の取り組みへのインセンティブとなり、消費者に

とって……」、こういうことだと。

○浜本委員　そうではないかなと思ったのですが。

○林座長　そういうことだそうです。

○浜本委員　追加して発言してよろしいでしょうか。

○林座長　どうぞ。

○浜本委員　予算に間に合うかもしれないということでしたので、かなり難しいとは存じておりますが、ぜひとも予算をとっていただきたい、書いていただきたいことがあります。今回、この生きもの認証マークについて、特に事例に出てきたようなさまざまな地域の中での取り組みや、その生産物に関して生きものを指標にしたものが出てきた根底には、特に水田地域の生産において、とてもきめ細かな、宇根さんなどが中心になってやっていらっしゃるような生産者の方たちが直接生物を調べるとか、生物多様性にかかわる農業をしていこうということの長い年月のデータが中心になっています。

それがベースになっていますが、農林水産業、農林水産省が提唱するにもかかわらず、何度も申し上げますように林と水がなかなか同じテーブルに乗らないんですね。でも農林水産省が提言するわけですから、動植物を育みながら営まれるということを考えて、特に水産業などというのは、こういう言い方をすると問題があるかもしれませんが、歴史でいうと縄文時代からやっと弥生時代に入ったぐらいのところ。「とる漁業から育てる漁業」といって久しいのですが、育てる漁業のところがさまざまな分野でなかなか追いつかない。その中でも特に生物多様性というところに特化したものは事例すら出てこない。本当は、養殖とか、そういうことを考えると全国にあるのだと思います。ただ、それを始めた前後の、その漁業を推進していくことによって周りの生態系がよくなってきているのか悪くなってきているのかということ調べるためのデータすらありません。このままだと、全国各地で漁業者だとか地域の人たちがかかわったとしても、ほんの少しの事例しか出てこないまま見切り発車になってしまって、ますます事例が挙がりにくくなっていくのではないかと。

国民がもっとたくさんの選択ができるためにも、できることならデータを蓄積するための予算をとっていただきたい。林の方も水産業の方も、生物多様性の国家戦略の方に大きく割いて書いてある、特に潟とか藻場とかいう近海の養殖だとか貝掘りだとか、そういうことができる場所について、日本近海の漁場などについての生物多様性に特化している漁業を推進している、特にこれは人工的につくってたりするところの方がわかりやすいと

と思いますが、そういった場所近辺の調査、データの蓄積ということ、一般の国民の方たちや漁業者の方たちも入ってしやすいように予算繰りをしていただきたい。それを少なくとも数年間続ければ、日本近海がどのような状況にあるのかということが、同じテーブルに少しは乗ってきて、次なる展開にもっていけるのではないかと思います。人工林にしても同じです。どうかそのところを、全国各地で取り組みを広げるための方法の検討のところに具体的に少し書いていただければ、検討しやすくなるのではないかなと思います。

○林座長　　ありがとうございました。

どうぞ。

○宇根委員　　大賛成ですね。5ページの下にぜひ入れてほしい。やはり予算との兼ね合いもありますから、「そのための手法（生きもの調査や生きもの指標など）についても検討が必要である」としてもらえれば、具体的なイメージはわかりますよね。そうしたらもう少しは先に行きやすくなるのではないのでしょうか。大賛成です。

○林座長　　これは後でまとめて西郷課長にお答えいただきますが、かなり大きなところでいうと「生きもの認証マーク」の「マーク」をどうするかという問題ですが、私は、確かにマークだけにアレではないと、ここで論議してきたのはそうですけれども、ただ、本部の方からはマークの論議をしろといわれたんですよね。そのマークは、ある一つの農産物、これには例えばにおいであるとか形であるとか色であるとか、私たちが直接五感を使って私たち自身が判断できる美しさ、おいしさというのはあるわけですが、そのように直接にはみえないけれども、その農産物が生まれてくる過程で生きものにどのような配慮があったのか、あるいはその生きもののすばらしさ、それに配慮した農林水産業に携わる人たちの優しさが伝わってくるようなものとしては、何らかの形でわかりやすくせざるを得ないとなると、今のところマークしか考えられないという、そのマークをどうするかというのが今後の検討としても、マークというか可視的にみえる何かを置かざるを得ないというような意味で提言を求められたのだろうというふうに考えるならば、マークがあってもいいのではないかというふうに思うのですが、これも含めてお答えいただけたらと思います。

○西郷環境バイオマス政策課長　　ありがとうございました。いろいろご意見をいただいて本当にありがたく思っております。

まずマークの件につきましては、「マーク」というとちょっと卑俗的過ぎるとか、単なる差別化だけをねらっているというふうなイメージを与えてしまっているかということ

ろのご指摘であったと思います。

確かにそうかもしれませんが、今回この議論を始めたときから、我々は今どの段階にいるかというのを考えたときに、先ほど竹内委員からのお話にもございましたとおり、厳密にどういうプラクティスがどういうふうにも生物多様性によく、それをすべてわかった上できちっとやっていくというのは、とてもとても難しい。だけれども、やはり方向性として何かあるのではないか。それを整理できてみんながわかるようにしていくにはどうしたらいいだろうかといったところから議論が始まってあって、そういったことで、先ほど座長からご紹介いただきましたような食料・農業・農村本部で、総理、全閣僚出席の中で決定いただいた、そういった方法で検討しますということにしてご検討を願ったことであります。そういったことで正論を保つとすれば、マークという言葉がついていた方が、これをやっているんだなということで、政府内でのアピールはできると思いますので、それを願えばありがたいと思います。ただ、考え方として、それにとどまって、そうすればいいんだよということではないということは認識しておりますので、そういったことで整理をさせていただければというふうに考えてございます。

次に、今浜本委員、それから宇根委員から、特に林・水についての調査とか、それにつきましては、実は一番最後の6ページに、これからやることにつきましては最後のパラグラフにまとめて書いておるつもりでございます。「先進的に取り組んでいる全国各地の事例について調査し」、この中に、当然のことながら「生きもの調査」もございまして、もちろん予算に限りが出てまいりますので、全部できるということではございませんでしょうけれども、林・水関係につきましてもできれば入れていきたいというように考えております。

それから指標についてもということでございますけれども、指標については、ご承知のとおり既に始まっておりますので、これは新たにといったことを書くということでない、既にやっていることを書いても、やっているからいいじゃないかといわれてしまうこともあるかもしれませんので、そこはこれからやることを中心にということで、それこそ差別化してやっていきたいと考えてございます。

あとタイトルとか、その辺につきましては、タイトルだけみても何か類推できるようなタイトルが結構ございますので、「生物多様性と農林水産業の関係と、その意義」とか、それから現状は、「生物多様性と農林水産業の我が国における現状」とか、ちょっと長いですが、そういった形のタイトルにさせていただきたいと考えてございます。

あと、技術的な修文につきましては、皆さんの思いは多分一緒だと思いますので、座長とご相談の上、若干の修文をさせていただきたいと考えてございます。

○小栗技術会議事務局研究総務官 技術会議の小栗でございますが、議論を戻すようで申しわけないのですが、細かいところで一点お願いをしたい部分がございます。

5 ページの、認証マークの表現方法の例ということで、生態系の上位の種とかいろいろな例が出されておるわけでございますが、ここでまた若干理想論と現実論に引き戻して申しわけない部分もありますが、理想論とすれば、当然多様性自体がいいんだということで、こういった例が多くなってくると思いますけれども、一方で、農業サイドからそれを活用していくといった例という意味では、環境保全型農業に使っております天敵の象徴とか、そういったものも事例の候補に十分なるのではないかというふうに思っております、もちろん順番からいけばそもそも多様性のものが大事だということがメインだと思いますけれども、現場で農業に取り組む場合には、やはり減農薬を推す一方で、それは結果的に天敵をふやしていくといったような取り組みになっている場合が多ございますので、クモとかハチというのは余りイメージがよくないかもしれませんが、トンボとかテントウムシとかいうと結構いいイメージのものもございますので、一応例としてそういったものも、後ろの方で結構でございますから、入れさせていただきますと、現場で、なるほど、やってみようかというような意欲に結びつくといったようでもありますので、そういったものも入れさせていただければありがたいと思っております。

○林座長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。皆様から大体ご意見をいただいたと思いますが、ほかに……、どうぞ。

○山田消費・安全局審議官 文章をちゃんとアダプトすることらしいので、消費・安全局としていわせていただきたいのですが、タイトルはかわるにしても、1 ページの「はじめに」の2 つ目のパラグラフですけれども、「安全で良質な農林水産物を供給する農林水産業及び農山漁村の維持・発展のためには」と、文章も、どこがどこにかかっているのかよくわからない文章でありますけれども、国産は安全に決まっているという感覚というのはすごく変な気がして、生物多様性であるからより安全であるとか、そういう保証は何もないわけですね。微生物の汚染を防ぐとか、それから土壌中にあるものの汚染を防ぐということは別に生物多様性とは関係ないので、この文章はちょっと改変していただかないといけないと思いますけれども、一番上の行はこのまま残るとすると、「安全で良質

な農林水産物を供給することが期待されている農林水産業」とか、そういうふうにしていただかないと、「している」は必ずそうだというわけではないですよ。その辺、誤解の広まるのは嫌なのでよろしくお願ひしたいと思います。

○林座長　　ありがとうございました。

ほかに、あん委員どうぞ。

○あん・まくどなるど委員　　タイミングが悪くて申しわけないのですが、浜本さんの意見の後で、つついいろいろ言いたくなったのですが、「21世紀新農政2008」、私は、あれをみたときは、またまた農が強くなってきて、林・水がこれで棚上げになってしまうのではないかと、ちょっと寂しい思いをしたりはしましたけれども、やはり「はじめに」の第3パラグラフでも、非常によくできてはいますが、やはり全体をみると林・水がまだまだというところであるから、余り書かないという意見もあれば、違う見方もあるかもしれないけれども、まだまだだからここで予算を取るのであったら、今の日本の漁業とか林業をみたりすると、本当にこれから彼らが新たな展開をしていくように何かが必要だと思ひますので、これは一つのチャンスだと思ひます。ぜひ「はじめに」のところとか後ろの方も含めて林・水がもうちょっとみえるようにしていただけたらありがたいと思ひています。

○林座長　　西郷課長どうぞ。

○西郷環境バイオマス政策課長　　ありがとうございます。林・水について若干薄いというご指摘が出ましたけれども、また全体としてのご指摘がそうだったと思ひますが、アウトプットの調査のところできちんとやっていきたいと思ひます。

あと「新農政2008」では、具体的には文字どおり新農政でございますので、もともとのところが農業が中心です。ですので、ただ、環境の話なので林も水も排除することではないということをやっていますけれども、そのところはおのずと農業中心の記述になっているところは否めないもので、そういった理解であるということで、林・水が入っていないという失望されないようにお願ひしたいと思ひます。

ただ、やっていく農林水産業と生物多様性の話については当然のことながら農・林・水含めてということで、それで林・水も出てきておりますので、そういうふうに進めていこうと私ども思っております。よろしくお願ひいたします。

○林座長　　皆さんのお手元にあります「21世紀新農政2008（抜粋）」、これは割とバランスよく書かれていると思ひます。「第三次生物多様性国家戦略に基づき、有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進、間伐等によ

る森林の適切な整備・保全、藻場・干潟の造成・保全等」というふうに、これは、このぐ
らいの比率は非常にバランスがよいだろうと思いますが、それを、この中にも少し入れた
方がいかなという感じはしますね。

例えば一番最初の「はじめに」あたり、この中でも農薬・肥料の問題とか、どうしても
農地だけに例示が絞られ過ぎている感じがしますので、これは簡単にできることだと思
います。

先ほど浜本委員がおっしゃったように、これは決して農地だけの問題ではなくて、農業
だけの問題ではなくて水産業、林業をも広くターゲットにした生物多様性戦略ですので、
その中での生きもの認証マークの創設に対して提言するということだろうと思います。

○西郷環境バイオマス政策課長 先ほどの回答漏れと申しますか、あん・まくどなるど
委員から、最初のページの第4段落について、生物多様性条約（COP10）について農水
省として何をするのか、もうちょっと明確に書いた方がいいというご提案をいただきました。
た。

COP10につきましては、農水省といたしましては、この間もご説明申し上げましたが、
この取り組みですね、要するに農林水産業でもって生物多様性を維持・増進していくんだ
と、その取り組みのためにこういう指標等考え方があるのではないかとか、あるいはこう
いった認証の仕方があるのではないかとといったことがまとまっていけば世界にアピールで
きるものと考えておりますが、ただ、生物多様性条約それだけではなくて、例えば「カル
タヘナ議定書」と呼ばれております遺伝子組み換えのものが国境を超えて環境に何か悪さ
をしないかといった問題でございますとか、あるいはABSと呼ばれておりますけれども、
遺伝子源へのアクセスと利益配分、これは利害が対立した議論もいろいろございまして、
非常に広範な分野のことにつきまして農水省は特にかかわるといったことが予想されてお
りますし、今もその下準備をしているところでございます。

ただ、そのすべてを書いてもしょうがない、この取り組みに関係あるのを若干追記する
という形でもって、農水省がやることは何もないということではなくて、ちょっとあり得
る形にさせていただきたいと思っておりますけれども、ただ、この生物多様性を農林水産業でも
って維持・増進していくんだという考え方だけについて若干ちょっと書かせていただく
という方向で対応させていただきたいと思っております。

○林座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今日論議をいただいた中で、いただいたご意見を尊重しながら、最終的に直せるところをきちんと直して、これは事務局と座長の方でやらせていただきたいと思いますので、ご一任いただけるかどうか……。

(「はい」の声あり)

それでは、その点やらせていただきます。

では、これはこれで終わります、宇根委員どうぞ。

○宇根委員 急遽今朝つくってきた資料ですが、配っていただけますか。

実は、生きもの認証をやって、これでおしまいになったらまずいなという危機感があつたものですから提案をさせていただきます。

せっかく生物多様性戦略、私たちが生み出したわけですから、これをより本当に根づかせていくためには、生きもの認証だけではなくてほかにもいっぱい課題はありますので、委員の先生たちの知恵をもっともっと出して、農水省の幹部の人たちの意見とかみ合わせてやっていかないといけないと思ひまして、今後の課題について、私なりの提案です。

2つの項目を挙げていますけれども、最初は「三つの実践」が、生物多様性戦略に絡めてかなり広がってきていると私は思います。1つは生きもの認証、これはもっともっと今からやるべきことで、これは省きますが、2番目に生きもの教育、名前がふさわしいかどうかは別にして、生きもの調査とか生きもの観察、都市と農村の交流、消費者と生産者の交流、子どもたちの体験学習という格好で、生きものというのはかなりウェイトを占めて広がりつつありますよね。

それから同時に生物多様性をきちんと認識した農業、今までの有機農業が、例えば安全性に限定して重視しがちだったけれども、生きものに対してもきちんと目配りしていこうみたいな格好で、あるいは環境保全型農業についても、生きものについてはかなり認識が深まってきていますよね。ほかにもあるのでしょうけれども、私は、こういう新しい大きな3つの潮流が出始めてきていると思います。それを支えるためには、生きもの調査というのは、かなり広がってきていますね。

実はきのうも福島県の農協青年部の全県下の研修会に行ってきましたけれども、農協青年部が各農協で生きもの調査に取り組んで、しかも、子供たち参加型でやっている。そういったように農協でも取り組みが始まっていますし、生きもの調査というのは、我々の想像を超えてかなり広がっていています。

それからもう一つは生きもの指標、今、技術会議が中心で一生懸命やられていますけれ

ども、技術会議ではなくても民間レベルでも生きもの指標に対する期待はかなり大きいし、そういう試みも始まっている。

それと同時に環境支払いへの期待というのはかなり強まってきている。もちろんこういった生きもの認証、生きもの教育、生きもの技術みたいなのが広がっていくことによって環境支払いの実態もおぼろげにみえてくるというか、具体的な提案もできてくるのだらうと思いますので、この委員会をもっと継続していただいて、生きもの認証以外のこういう課題についても意見を交換できる委員会を続けてほしいというのが私の提案です。

○林座長　　ありがとうございました。

生きもの認証については、ここで今やっているわけですが、その下の生きもの教育、これは本来、教育となると文部科学省との関係はどうかとかといううるさい話がまた出てきたりしますが、食育については既にスタートしておられるわけですが、例えば食育などというと「育」がつきますから文部科学省、あるいは食べ物ですから、ひょっとすると厚生労働省、その中で農水省はどのようなスタンスで食育というのを実際には進めてこられたのか……。

○山田消費・安全局審議官　　食育、要するに何を食べるのかというのが食品で、それを供給している責任は農林水産省にあるということから、食育もやってはおります。厚生労働省といろいろ共同して、例えば食事バランスガイドの普及とか、そういうのもやっておりますし、それから農水省ではどうしても国産を食べてねというようなところもありますし、それから人口がだんだん都会の方に集まってきているということがあって……

○林座長　　私がお聞きしているのは、ある戦略をつくっていくと、食育をこれからやっていこうとするときに、農林水産省と厚生労働省あるいは文部科学省とどのような共同作戦をとり、あるいは農水省としてどういう枠組みで、そういう食育教育の戦略をつくっていったのかというのを聞きたいのですが、その中身はどうでもいいんです。

○山田消費・安全局審議官　　結局自分のところの所掌に関係があるところにメインがあるということなので、農水省は、やはり食品になってからの栄養とかではなくて、農業とか、それから教育ファームなどもそうですけれども、国産をいかに食べてもらうかというようなことがメイン、メインというか、簡単にいってしまえばそういうことになりすけれども、だから農業とか、そういうところの方にメインがあつて、栄養とかそういう方は厚労省です。

○林座長　　農水省の中に、食育の農業面からの戦略検討会でも勉強会でも何でいいので

すが、そういうものはつくられましたか。

○山田消費・安全局審議官　それは、恐らくないと思います。ただ、予算が、いろいろな生産局とかそういうのも全部一つところに集まっています。ですから、結果的に総合食料局とか、そういうところと連絡をとりながらやっているというのが現状です。部分部分でそれぞれのところがやっているというところで、予算は集約されていますので、情報は一カ所に入ってくるということはあります。

○林座長　先ほどあん委員がおっしゃったことですけれども、生物多様性、これはひょっとすると農林水産業が相当大的な意味をもつのではないかということを見ると、もっと環境省に遠慮しなくてもいいのではないかというようなことをおっしゃりたかったのではないかと思います。

○あん・まくどなると委員　はい。誤解を招きやすい発言だったのですが。

○林座長　とにかくCOP10の中で農林水産業の貢献をドンと出していくというのは、これはすごく意味があることですので、そのためにこの検討会もあるのですが、そもそも生きもの教育というのは、これは農林水産省にとってどのようなかわりができるのか、相当難しい問題もあると思いますね。それについて何かお考えがありましたら。

○西郷環境バイオマス政策課長　今、宇根委員から、今日の認証の話については考えをまとめていただきました。今後これについていろいろ行政的にやりまして、それも報告する機会もございましょうし、あと今年度の会議が始まるときに、指標の形態につきまして年度内にどこまでいったかというのをご報告することになってございますので、また何らかの形で会議を開かせていただきたいと考えてございます。

またそのときに、議論をなさりたいということがもしあれば寄せていただければ議論することは可能かというように存じております。

○吉田技術総括審議官　そのときにというよりも、今日は時間がありませんけれども、できれば事務局と宇根さんとで率直な意見交換をして、先ほど座長の方から話がありましたように、生きもの教育という話になれば、当然文科省が絡んでくる話ではあるわけですが、どうしても、どういうものからどういうスケジュールでやっていけるのか、物によっては、この検討会では重過ぎるね、あるいは検討するにはまだ材料が足りないねという話はあるかと思います。その辺を宇根さんの方から材料を提供してもらって、まず事務局と一遍相談させてください。それで次回以降に宇根さんからいただいたやつについて、こうやって進めていきたいという提案は事務局の方で素案をつくってお示ししたいと思います。

○宇根委員　　お願いします。

○林座長　　非常に前向きなお話をいただきましてありがとうございました。浜本委員どうぞ。

○浜本委員　　教育のところですけども、これは環境省が第三次生物多様性国家戦略の中で、私は委員でしたが、その中で、どうしてもそれが無いとこういうことも進んでいかなさうということをお前提にして、しっかり入れていただき……、それは、学校教育現場において生物、地学などのような生命に関することの授業が今どんどん減っています。減っていることによって、こういう教育を地域で進めていきたいとか、農林水産の立場からとか、いろいろなところで進めていきたくても理解できる人がすごく少なくなってきたということが現状にありましたので、学校教育のカリキュラムの中で、これ以上生物や地学に関することを減らさない、できれば増やして欲しいということを日本の戦略の中に盛り込んでほしいということを提言しまして、文科省はかなりもめたのですが、それが認められております。

　　早急に形になるものではないかもしれませんが、これから地域の学校教育現場において、生きもの教育を、こういうことをしていきたいという場合には、理科の時間だとか生物の時間だとかを使って子どもたちは学んでいくことが教育のカリキュラムの中に入っております。これは多分もう少し近未来にはいい形になって出てくるのではないかなと思いますので、農林水産省の方としても、文科省もそれを認めているということをお前提において進めていくことができるのではないかなと思います。

○林座長　　ありがとうございました。どうぞ。

○宇根委員　　蛇足ですけども、生物多様性に関する教育、子どもたちへの教育、消費者への教育、教育という名前がいいかどうかは別にして、それはやはり地域で、社会全体が担わないといけないのではないのでしょうか。そういう戦略は文科省だけでは無理です。農水省だけでも当然無理ですけども、そういう議論をどこかできちんと、その中で生物多様性に関する部分だけでもいいからこういう委員会でやれたらいいなというのが私の本音です。

　　それともう一つ別の提案ですが、先ほど会議が始まる前に松本先生がおっしゃっていて、私もいいなと思ったのですが、私たちは本当に安い日当で、仕事を省いてこうやって出てきているわけですから、アウトプットだけではなくて、我々はインプットもしたいわけで、例えば生物多様性へ取り組んでいる速水さんとか、トキとかコウノトリとか ハクヤマさんと

か、ああいった現地に、できれば委員みんなで見に行く。委員同士の議論の場はほとんどありませんので、やはりそこで見ながら議論をする。そういう予算ぐらいは取ってもらえないでしょうか。

○林座長 要望として事務局にはお聞きいただいたということにしたいと思います。どうぞ。

○佐々木委員 私、ここ3、4年ぐらい田んぼの土をあげるというのをやってきて、カブトエビとカイエビですけれども、カブトエビはすぐ死んでしまうのでとりわけカイエビですけれども、最近もあげていますし、一年じゅうあげているんですけれども、もしアレでしたら、農水省にももってきておきますので、興味ある方にぜひ、こんなことをすればこんな生きものが出ますよみたいなものを知ってほしいなと思っています。田んぼに土はいっぱいあるものですから、それを一年じゅう使うぐらいトラックでもってきているんです。それを欲しいという方にあげているので、環境学習など、全国的に生きもの、命とかかわる教育ということで結構やられているんですよ。ただ、それが持続していないところ、今問題があるのかなと私は思います。

いっぱい事例があります。ありますけれども、先生がかわると、その学校ではやらなくなってしまったりするんですけれども、ただ、事例としては生きものが使われているということはたくさんありますので、そういう意味では子どもたちを通じて農業の役割などについてかなり理解を深めることができるのではないかなと思っています。そういうお手伝いをしたいと思っていますので。

○林座長 それは本当に……、予算が全くなかったらこの第2特別会議室でしまい、少し予算があつたら佐々木さんのところ、もうちょっと予算があつたら宇根さんのところまで行くとか、まあ三段階ぐらいで、できるかできないか全然わかりませんが、これは冗談ですが、それでは、大体これできょうの会議は終わりにさせていただきたいと思いますが、あん委員どうぞ。

○あん・まくどなるど委員 宇根委員の提案を踏まえて、COP10に向けるために、この勉強会、研究会、委員会を続けていくという位置づけも可能でしょうかね。

○林座長 では、それも検討していただくことにいたしましょう。非常に重要なことですね。やはりCOP10というのは、再来年に迫った一つの目標でありますからね。

○あん・まくどなるど委員 そうですね。

○林座長 わかりました。それは事務局に検討していただきたいと思います。

それでは、先ほどの話に戻りますが、事務局と座長に一任させていただきました取りまとめについては、これができたら修文案を皆様にお送りいたしますので、ぜひまたごらんいただきたいと思います。

それでは最後に吉田技術総括審議官からお願いします。

○吉田技術総括審議官 熱心なご議論をありがとうございました。若干修文は入りますけれども、おかげさまで、「認証マーク」についての提言案は大体意見が収斂いたしました。ありがとうございました。これを土台に、提言いただいてから実際にどういうものが出ていくかが大事ですので、事務局の方で、役所の方でしっかりこれを受けとめて、これについての施策の具体化を進めていきたいと考えております。

また、先ほど宇根委員あるいはあん委員からご提案いただきました次回以降の種もできました。率直に申しまして戦略をつくってしばらくはこの委員会、開くとうるさいので寝かしておこうかなと思ったのですが、寝かせていただけないようでございますので、定期的にやっていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○林座長 ありがとうございました。

○木内地球環境対策室長 それでは、本日はどうもありがとうございました。以上をもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

——了——